

令和2年度 [2020年度]

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

計 算 書 類

令和3年6月5日

学校法人山口学園
くずは青葉幼稚園

独立監査人の監査報告書

令和3年6月4日

学校法人山口学園 理事会 御中

監査法人M & G

業務執行社員 公認会計士 富永 真之

業務執行社員 公認会計士 富永 久恵

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年6月3日付大阪府教育庁公告第1号に基づき、学校法人山口学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して学校法人山口学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事長の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し、適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる

計算書類を作成するにあたり、理事者は継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正または誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りものの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また入手した監査証拠に基づき継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により、記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 監査印については、原票に署名捺印

令和2年度 監査報告書

令和3年6月5日

学校法人山口学園
理事会・評議員会 御中

理事長 山口尚志 殿

学校法人山口学園

監事 橋本 恵二

監事 高島 叔孝

監事兩名は、学校法人山口学園監事として、私立学校法第37条及び、学校法人山口学園寄付行為第17条に基づいて、同学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）における業務及び財産の状況について理事長 山口尚志から幼稚園運営の報告を聴取した。

また、令和2年度における資金収支計算書、事業活動収支計算書、及び貸借対照表の重要書類の閲覧並びに監査法人M&G（富永公認会計士）による監査報告書を確認し、事業報告書を調査した。

監査の結果、監事兩名は学校法人山口学園の業務及び財産の状況に関しての不正行為または法令、若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められなかった。また、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠し、且つ前年度会計と同一の基準に従って継続して適用されており、更に計算書類の表示方法も同様であると認められた。

因って、学校法人山口学園の令和3年3月31日現在の財務状況及び同日を以て終了する会計年度の経営状況を適正に表示されているものと認める。

学校法人山口学園と私との間には、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であり、学校法人山口学園寄付行為第12条第2項並びに第3項の規定による特殊の利害関係はない。

※ 監査印については、原票に署名捺印

資金収支計算書 [令和2年度] (単位=円)

収入の部	
科目	金額
学生生徒等納付金収入	82,335,220
手数料収入	280,000
寄付金収入	909,125
補助金収入	86,007,000
試算売却収入	25,224,325
付随事業・収益事業収入	19,555,667
受取利息・配当金収入	348,586
雑収入	3,560,120
借入金等収入	34,000,000
前受金収入	5,410,000
その他の収入	30,823,874
資金収入調整勘定	▲35,199,128
前年度繰越支払資金	53,575,391
収入の部合計	306,830,180

支出の部	
科目	金額
人件費支出	103,754,999
教育研究経費支出	6,600,200
管理経費支出	27,168,658
借入金等利息支出	845,661
借入金等返済支出	9,313,000
施設関係支出	49,217,539
設備関係支出	6,662,126
その他の支出	47,072,062
資金支出調整勘定	▲2,129,283
次年度繰越支払資金	58,325,218
支出の部合計	306,830,180

事業活動収支計算書 [令和2年度] (単位=円)

教育活動 収支		
	科目	金額
事業活動収入	学生生徒等納付金	82,335,220
	手数料	280,000
	寄付金	909,125
	経常費等補助金	64,142,000
	付随事業収入	19,555,667
	雑収入	3,560,120
	教育活動収入計	170,782,132
同上支出	人件費	105,722,999
	教育研究経費	6,935,034
	管理経費	34,554,739
	教育活動支出計	147,212,772
	教育活動収支差額	23,569,360

参考	事業活動収入	194,266,614
	事業活動支出	149,574,430

教育活動外 収支		
	科目	金額
収入	受取利息・配当金	348,586
	教育活動外収入計	348,586
支出	借入金利息	845,661
	教育活動外支出計	845,661
	教育活動外収支差額	▲497,075

	経常収支差額	23,072,285
--	--------	------------

	特別収支 事業活動収入	23,135,896
	特別収支 事業活動支出	1,515,997
	特別収支差額	21,619,899
	予備費	—
	基本金組入前当年度収支差額	44,692,184
	基本金組入額合計	▲16,794,453
	当年度収支差額	27,897,731
	前年度繰越収支差額	▲257,209,109
	翌年度繰越収支差額	▲229,311,378

貸借対照表 [令和2年度] (単位=円)

資産の部	本年度末	前年度末	増減
固定資産	610,786,681	564,093,536	46,693,145
流動資産	88,082,206	85,551,717	2,530,489
資産の部 合計	698,868,887	649,645,253	49,223,634

負債の部	本年度末	前年度末	増減
固定負債	118,488,500	93,717,500	24,771,000
流動負債	18,536,379	38,775,929	▲20,239,550
負債の部 合計	137,024,879	132,493,429	4,531,450

純資産の部	本年度末	前年度末	増減
基本金	791,155,386	774,360,933	16,794,453
繰越収支差額	▲229,311,378	▲257,209,109	27,897,731
純資産の部 合計	561,844,008	517,151,824	44,692,184
負債及び純資産の部合計	698,868,887	649,645,253	49,223,634

財産目録 [令和2年度] (単位=円)

1. 資産総額	698,868,887	
固定資産	610,786,681	土地・建物・構築物・教育研究用機器備品・図書
流動資産	88,082,206	現金・預金
2. 負債総額	137,024,879	
固定負債	118,488,500	長期借入金・退職給与引当金
流動負債	18,536,379	短期借入金・未払金・前受金・預り金
3. 正味財産	561,844,008	

令和2年度・2020年度
学校法人山口学園の計算書類等、以上の通り公開します。

令和3年6月5日

学校法人山口学園

くずは青葉幼稚園

理事長・園長 山口 尚志

